平成２５年（フ）第１２４６号
福岡市東区舞松原４丁目４番114号
債務者　稲田　　幸
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６０号
福岡県宗像市平井１丁目１番17号平成ハイツ123号
債務者　尾島　由美（旧姓堺）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７９号
福岡市西区今宿東２丁目９番26―204号
債務者　尾窪　里美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９０号
福岡県古賀市米多比1126番地３
債務者　川崎　和恵
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０１号
福岡市博多区堅粕４丁目20番21―102号
債務者　中島　義美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０８号
福岡市博多区金の隈２丁目３番15―203号
債務者　白石由美子（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７２号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート４棟301号
債務者　小林　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２７３号
茨城県水戸市若宮１丁目７番４棟105号　県営若宮アパート
債務者　野中　幹夫
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２７８号
茨城県水戸市元吉田町1740番地の１　グランメール一里塚303号
債務者　片岡　克則
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２７９号
茨城県水戸市元吉田町1740番地の１　グランメール一里塚303号
債務者　片岡久美子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２８３号
茨城県那珂市菅谷6193番地　米屋住宅20号
債務者　安部　　巧
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９２号
茨城県笠間市橋爪565番地
債務者　市毛　潤子（旧姓飯村）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９号
千葉県南房総市加茂1179番地４
債務者　渡辺　晃利
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第８０２号
京都府八幡市男山弓岡１番地―Ｂ13―402
債務者　森　　雅子（旧姓長岡・竹下）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１３号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の102
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目17番19―302号
債務者　中間谷幹夫
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９３号
広島県廿日市市大東３番６号
債務者　堀　富美子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９０号
広島市東区戸坂南１丁目25番16号
債務者　徳部　高明
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部